

# さいたま市教組新聞

編集・発行/  
さいたま市  
教職員組合  
〒330-0843  
さいたま市大宮区  
吉敷町4-93-5  
大宮教育会館2F  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
2010.1.21(木)  
No.164

# ALTを請負契約に変更 校長も担任もALTに指示できない

## 3年を超える派遣は労働者派遣法違反 請負契約では学校はALTに「指示」「打合せ」できない No we can't

請負契約によるALT（外国語指導助手）の3学期の配置について  
「Q & A」

Q1: 請負契約とは?  
A1: 請負契約は、請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを内容とする契約です（民法635条）。請負は、完工の達成を目的とし、タリ・エンジニアリングが得意とする建築など、請負人が従来の労働者・労働者を受け取るのではなく自ら判断して仕事を完了する契約をいいます。結果を出さなければ報酬をもらえないことが、仕事を完成させた時点で報酬を支払うことができます。つまり教育委員会がALT（外国語指導助手）の業務（授業を含む）についての仕事を発注し、派遣会社がその仕事の完了を待たずに報酬を受け取ります。

労働者派遣事業と請負事業の比較図

労働者派遣事業: 派遣会社 → 労働者 → 雇用先  
請負事業: 派遣会社 → 請負人 → 雇用先

Q2: 今までの派遣業務委託契約（労働者派遣）と3学期から行う請負契約の違いは何ですか?  
A2: 二重の意味で、「請負」契約の発注、教育委員会や学校に発注するのではなくALTに指示します。したがって、「打合せ」は必要ありません。派遣会社に発注することと発注の発注をするとは異なります。

Q3: 派遣指示ができないとすれば、どうしたらよいですか?  
A3: 派遣会社を通じて指示します。

Q4: 授業に当たっての打合せはどうしたらよいですか?  
A4: あらかじめ「外国語指導助手業務委託契約書」により、ALTが行う仕事（業務）を会社に示さなければなりません。派遣会社は、計画作成に示された業務をそのALTに指示します。したがって、「打合せ」は必要ありません。派遣会社に発注することと発注の発注をするとは異なります。

Q5: 授業中に、現場職員がALTにお願い（指示）をすることがありますか?  
A5: 日本国法上でも派遣法上でも、その場でALTに指示することはできません。また、指示も現場にも関係ありません。会社は連絡し、派遣会社に発注できるように依頼してください。

指導1課が出した請負契約での「Q & A」資料。指示や打合せはできないと回答。

過する2008年3月に、小中学校の教職員にALT派遣事業に関する意見聴取はされていません。市教組の問い合わせに對し、市教委は「校長の意見を聞いた」と回答しましたが、校長が教職員の意見を聞いた学校はありません。労働者派遣法に違反していたことになりました。

さいたま市教委は、年末の12月16日付文書で、今まで派遣業務委託で実施していた小中学校へのALTの配置を、3学期は請負契約に変更する旨、各校に通知しました。契約を請負契約に変更するのに伴い、1月6日までに指導1課長宛に「3学期実施計画」の提出を通知しました。

請負契約になると、学校でALTに指示を出すことはできませんし、市教委もALT本人には指示ができません。指示を出すと偽装請負になります。

市教組は教育に派遣事業を持ち込むこと

労働者派遣法では第40条の2で、派遣事業を継続する場合、派遣事業が1年経過する前に、派遣事業に対する意見を派遣先事業所の過半数の労働者（過半数の教職員から意見を聞かなければなりません）。

ところがさいたま市のALT派遣事業が1年経過

### 派遣を継続する時は教職員の意見聴取必要

4月以降のALT配置は市の直接雇用で

労働者派遣法は第10条で派遣の有効期間を3年と定めています。また第40条の5で派遣事業が3年経過した後、継続して同じ業務で雇い入れようとする場合、その労働者本人と雇用契約を結ぶ義務が生じるとしています。その点を指導1課は厚生労働省埼玉労働局に指導されたのです。そこで急遽、ALTの雇用形態を変え、請負契約に変更しました。

## 全国一斉学テの実施に反対します

今年の4月20日に実施する全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）は、「事業仕分け」によって30%抽出で実施することが決まりました。昨年、年の瀬も押し迫った12月28日、文科省は抽出調査の対象校を都道府県教委に示し、今月15日までに抽出対象校が調査を希望するか否か、また抽出校以外の学校での調査を希望するかの回答を求めました。

文科省発表によると、埼玉県内小学校の抽出校は824校中115校（14.0%）、中学校433校中116校（26.8%）です。さいたま市の抽出校は小学校17校（16.7%）、中学校18校（31.6%）となっています。

抽出対象校は調査を行うとすると小6、中3の全クラスが調査を受けます。抽出対象校の校名はテスト実施日まで明らかにはされません。

さいたま市教育委員会は、21日の教育委員会議で対象校以外の学校で調査をするかを決定します。調査をすることになると抽出校以外の学校に調査を受けるかの希望をとりまします。

県内でも希望しない自治体があります。さいたま市教組は、全国一斉学テそのものに反対しますが、さいたま市教育委員会が希望調査を行わないことを強く求めます。



さいたま市教組が埼玉労働局に問い合わせたところ、「契約が請負になっても業務内容が同じであれば派遣と見なす」としています。請負契約では労働者に対し事業主「ここでは請負会社以外には指示できません。指示した場合は偽装請負になります。これは法律違反です。指導1課は今年の4月以降はALT配置を「法

に則って行う」と回答しています。英会話はALTとクラス担任や教科担任がコミュニケーションを図りながら進める授業のはずです。4月以降、事業継続を行うのであれば、ALTは最低でも市費臨時職員として雇用すべきです。

